



岐労発基 1002 第 1 号
平成 30 年 10 月 2 日

関係団体の長 殿

岐阜労働局長



高純度結晶性シリカの取扱い作業に伴う留意点について

平素より労働基準行政の推進につきまして御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働者の粉じんばく露防止対策等について、じん肺法（昭和35年法律第30号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）に基づく措置の履行確保を行ってきました。加えて、第9次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成30年2月9日付け基発0209第3号）等に基づく対策を推進しているほか、結晶質シリカを安全データシート（SDS）制度の対象化学物質として位置づけ、譲渡・提供者に対して有害情報の提供を義務付けるとともに、製造・取扱事業者に対してリスクアセスメントの実施を義務付けることで、健康障害防止対策の徹底を図っているところです。

今般、半導体封止材の製造で使用する高純度結晶性シリカ（99.0%以上のものをいう。以下同じ。）の微小粒子（平均粒径約1 μ mのものをいう。以下同じ。）を取り扱う事業場において、複数の労働者が、じん肺法及び粉じん則に基づく粉じんばく露防止対策等が十分に講じられていなかったこと等を要因とする急性のじん肺（通常よりも極めて短期間でじん肺を発症する事案）を発症し、死亡者も出ています（別添1）。

同種の労働災害を防止するため、高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う、事業者は法令基準を上回る厳密な漏洩防止、粉じんばく露の濃度低減対策等を行う必要があります。

貴会におかれては、下記の留意点について御了知いただくとともに、傘下の会員をはじめ関係事業者に対して注意喚起いただくとともに、防止対策等が徹底されるよう御配慮をお願いいたします。

記

- 1 事業者は、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）及び粉じん則に定める粉じん作業に労働者を従事させる際には、労働者の健康確保の観点から、じん肺法、粉じん則及び第9次粉じん障害防止総合対策に基づく措置を講じなければならないこと。特に以下の点に留意すること。
 - ① 結晶質シリカはじん肺則及び粉じん則に定める「鉱物等」に該当することから、

事業者は取扱状況に応じて局所排気装置の設置等により、十分な粉じんばく露防止措置を講じること（じん肺則別表及び粉じん則別表第一参照）。

- ② 粉じん作業を行う場所に近接する場所での作業についても、湿潤化又は発散源の密閉化が十分でないなど粉じんばく露のおそれのある場合には、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させること（参考資料参照）。
 - ③ 鉱物の破碎装置の整備等、粉じん作業に該当しない場合でも結晶性シリカへのばく露のおそれの高い作業においては、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させる等の粉じんばく露防止対策が必要であること（「（参考）」参照）。
 - ④ 特に、高純度結晶性シリカの微小粒子が発じんする作業を行う場合には、吸入性粉じんにばく露しやすいことから、防護係数の高いエアラインマスク、空気呼吸器等の呼吸用保護具を適切に選択すること（参考資料参照）。その選択に当たっては、個人ばく露測定を行うことも有効であること。
 - ⑤ じん肺法第3条に定めるじん肺健康診断を確実に実施すること。
- 2 粉じん作業に係る業務に従事していた労働者が離職する際には、じん肺健康管理手帳制度の周知を行うこと。
 - 3 高純度結晶性シリカを譲渡・提供する事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、容器・包装へのラベル表示を行い、譲渡・提供先に対して安全データシート（SDS）を提供しなければならないこと。
なお、安全データシート（SDS）には、高純度結晶性シリカの微小粒子を吸入すると通常よりも極めて短期間で重篤なじん肺を引き起こすおそれがあることを記載すること。

（担当）

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
地方労働衛生専門官
電話番号 058-245-8103